

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年12月11日（金）15:31～16:26
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 秋山 咲恵 | 株式会社サキコーポレーション ファウンダー |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<有識者>

- | | |
|-------|---------------------------|
| 南雲 岳彦 | 規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ座長代理 |
|-------|---------------------------|

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------|
| 大島 英彦 | 農林水産省経営局参事官 |
| 望月 健司 | 農林水産省経営局農地政策課長 |

<自治体>

- | | |
|-------|--------------------|
| 広瀬 栄 | 養父市長 |
| 光多 長温 | 養父市特区推進共同事務局アドバイザー |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 井上 卓己 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 企業による農地取得の特例について
農業委員会と市町村の事務分担に係る特例について
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、「企業による農地取得の特例について」と、「農業委員会と市町村の事務分担に係る特例について」ということで、二つのテーマを合同で開催したいと思います。

本日は、農林水産省と養父市から御出席いただいております。養父市は広瀬市長がオンラインで、光多アドバイザーが会場にて御出席いただいております。

また、規制改革推進会議の委員でございますが、農林水産ワーキンググループの南雲座長代理に御出席をいただいております。

本日は、まず、事務局から簡単に御説明し、その後、原委員から資料の御説明をいただきまして、その後、農林水産省、養父市からコメントを頂くという流れで進めさせていただきたいと思います。

資料でございますが、事務局と原委員から提出させていただきます。両方とも公開ということでございます。

また、議事録につきましても公開ということになってございます。

それでは、八田座長からよろしくお願ひしたいと思ひます。

○八田座長 本日はお忙しいところをお越しくございまして、どうもありがとうございます。規制改革推進会議の南雲委員もどうもありがとうございます。

それでは、企業による農地取得の問題と、農業委員会と市町村の事務分担の二つの問題について議論をしたいと思ひます。

最初は、先ほど申し上げましたように事務局から御説明をお願いいたします。

○井上参事官 内閣府地方創生推進事務局の井上でございます。

それでは、企業による農地取得の特例、農業委員会と市町村の事務分担に係る特例のワーキンググループでの議論の経緯等について、簡単に御説明をしたいと思ひます。

最初の資料を御覧いただきたいと思ひます。もう既に御承知のとおり、企業による農地取得の特例についてでございますが、平成28年、2016年から養父市において活用されておりました、現在6社、そのうち1社は営業中止中でございますが、農地を取得しております、担い手不足や遊休農地の解消等、中山間地域の農業振興に一定の成果を上げておるところでございます。

来年8月が特例の5年間の期限となっております、この資料には書いてございせんが、今年7月の成長戦略のフォローアップでは、来年8月に迎える特例の期限に間に合うよう特例の取扱いについて検討を行うということになっておるとございせん。

次のページを御覧いただければと思ひます。農業委員会と市町村の事務分担特例につきましてでございますが、平成26年ないし平成27年から、ここでは書いていせんが、養父市、新潟市、愛知県常滑市で活用されておりました、農地法3条に基づく所有権など農地の権利移転に関する許可事務を農業委員会から市町村に合意に基づいて移管することによりまして、事務処理のスピードアップを図るとともに、農業委員会が農地のあつせん、遊

休農地の解消に注力することによりまして、申請者の利便性の向上でございますとか、農地の流動化の促進に大きな成果を上げておるところでございます。

この二つの特例に係る事項及びこれまで新潟市から農地所有適格法人の議決権要件の緩和に係る新規提案を含めまして、特区のワーキンググループでは、7月の成長戦略フォローアップ以降、企業による農地所有、農地所有適格法人については3回、農業委員会については1回議論しており、特に前回、先月16日に行われました特区ワーキンググループにおきましては、坂本大臣、葉梨農林水産副大臣、藤井副大臣及び規制改革推進会議の南雲座長代理にも御出席いただきまして、議論をしていただいたところでございます。

なお、先月30日に行われました規制改革推進会議農林水産ワーキンググループにおきましても、農業委員会につきまして議論されたところでございますが、原座長代理、本間委員、中川委員にも御参加いただき、当方から農業委員会と市町村の事務分担に係る特例の概要と成果について御報告し、それも併せて御議論いただいたところでございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、当方の原委員から御説明をお願いいたします。

○原座長代理 原です。ありがとうございます。

まず、「特区の全国展開について」という資料を1枚お配りしております。全国展開の原則ですけれども、特区は規制改革の突破口ですから、全国展開することが制度の本旨です。

流れとしては3段階あって、まず、特区限定でスピーディーに規制の特例措置を実現します。その後、特区法上、評価という制度があって、これは年度ごとに区域会議の評価を行っております。その後、その評価の中で適切に効果を発揮している、弊害がないということになれば、速やかに全国展開をする。これは国家戦略特区基本方針で最初に制度を創設したときから定められてやっているということでもあります。

今日議題になっている企業による農地所有、農業委員会と市町村の事務分担に係る特例については、それぞれ平成28年、平成26年からスタートして、企業による農地所有の特例については養父市で活用されている。農業委員会については新潟市、養父市、愛知県常滑市で活用されているわけですが、これはこれまで繰り返し評価がなされてきて、その中で十分な効果があるということが指摘をされています。

今日は資料で配られていないですけれども、評価の結果については、農林水産省の方々も御理解のところだと思います。例えば、農業委員会については、事務処理期間が22日だったものが3日になるとか、そういう十分な成果が出ているということです。その十分な効果が指摘されており、特段の弊害が生じていないということです。これは全国展開に進むべき段階にあるという理解でおります。なので、もし、これをどうしても全国展開すべきでないという理由があれば、農林水産省からは是非御説明をしていただきたい。

それから、先ほどちょっとお話がありましたけれども、11月30日、規制改革推進会議の

農林水産ワーキンググループで議論をしたとき、農林水産省から御説明がありましたが、このときは農業委員会と市町村の事務分担に係る特例についてのお話をされていて、そのときに、農業委員会については平成28年に改正農業委員会法が全国の措置として設けられて施行されている。この平成28年の改正農業委員会法施行後、特例は活用されていないという明らかに虚偽の御説明があったので、これは大変問題であると思っております。こういった議論をする上で、虚偽の説明されてしまうとお話にならないので、まず、間違った説明を訂正していただいた上で、今日は議論したいと思っております。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、こちらから御説明を申し上げましたので、今度は農林水産省の御見解を伺いたいと思います。

○大島参事官 農林水産省でございます。

まず、農地所有特例事業のほうから御説明を申し上げたいと思います。

説明に入ります前に、まず、広瀬市長におかれましては、10月の市長選挙で見事4選を果たされたとのことで、心からお祝いを申し上げたいと思います。市長自らのリーダーシップで色々と懸念される点について条例まで手当していただいた上で、国の大きな制度について一石を投じられて、特区の実現ということまで結び付けられて、そして、この特区事業にとどまらず、我が省の農業整備事業ですとか、あとはスマート農業の実証事業ですとかを御活用いただきながら、中山間地域のモデルたらんとして行動されておられるお姿に本当に頭が下がる思いでございます。

その上で、特区の本題のほうに入らせていただきたいと思っております。

まず、来年の8月にこの特区事業について期限を迎えるということについては、我々皆の共通認識かと思っております。いずれにしても、期限切れになっていいという判断をしない限りは立法措置が必要になりますので、次の常会を睨みながら、政府として最終的にどうすべきかという判断をそろそろしなければいけないという時期だという認識は、私どもも当然持っているところでございます。そのようなクリティカルな局面にあるという認識の下で、取り巻く情勢も勘案しながら省内で議論してきたということでございます。

これまで何が行われてきたか、どんな実績が上がったかということについてのファクトは共通でございますけれども、その評価について、過去繰り返し議論させていただいてきた中で、まだ我々の認識と特区のワーキンググループの先生方の認識との間にまだ距離があるということではないかなと思っておりますけれども、この時期でございますので、実際にどういうことであれば着地できるのかということについて、状況をしっかりと認識した上で判断しなければいけないということだろうと思っております。

いずれにしても、特区法の延長であれば、内閣府の御提案になるわけですし、農地法を改正するというのであれば、我々農林水産省が背負ってということではございますけれども、評価というレベルを超えて政治的な認識についての事実について申し上げますと、2

回前だったと思いますけれども、私どもがワーキンググループで御説明させていただきました様々な実績についてのスタッツ、これは与党の先生方も大変御心配されておられるので、私どものほうからも御説明をさせていただいております。

そのスタッツを前提とした上で、与党の中でも御議論がございまして、事実として申し上げれば、全国展開、そして、あるいは要件緩和というのは、これまでの適用実績という材料だけでは、言葉どおり申し上げると、到底認められないというような御判断がなされて、それは農林部会の決議にもなっているということでございます。そして、その農林部会の決議が、党の中で高いレベルでエンドースされたと内々伺っているところでございます。

あえてちょっと付言させていただきますと、与党の先生方も広瀬市長のリーダーシップのもとでの養父市の取組そのものについての取組姿勢については評価をさせていただいた上で、この特区制度の適用延長、そして、全国展開ということについて、今のような厳しいお話をされたということでございます。

私どもは行政府でございますので、政府が法律案を提出する以上、そこは与党の御理解がないと、これは国会を通せないということでございます。そのような中で、どう考えるべきかということでございますけれども、この農地所有特例事業については、養父市が先行してやっておられますけれども、他にやりたいという特区自治体から手がまだ挙がっていないという状況でございますので、本件について、最大の当事者は養父市だということであると思っております。

広瀬市長はウェブで御議論に御参画いただいておりますけれども、この10月5日のワーキンググループでは、10ほどの事業者から新たに参入意向が示されているということ資料も含めて御説明があり、これらの事業者の思いが行き場をなくさないように、少なくとも適用期間は是非とも延長してほしいという切実な思いを御披露いただいたということで認識をしているところでございます。

我々もこれは持ち帰りまして、省の中でも議論いたしまして、このような市長の思いを受け止めまして、農林水産省としては、この判断が求められているこの時期において、適用期間の延長を受け入れ、期間延長のための法律案の改正については、これは積極的にコミットさせていただきたいと思っております。

仮に法案が通れば、期間延長ということでございますが、その延長された次のフェーズ、次のステージの中で、市長がおっしゃられたような新しい10ぐらいの候補の事業者、既存の事業者も含めてでございますけれども、そのような新たな芽を育てていただき、国家戦略特区にふさわしい成果、立法府からも文句なく認めていただけるような成果を出していただけるといいなと思っております。

先ほど申し上げましたが、今、期間延長ならということで申し上げましたけれども、率直に申し上げると、この実績だと期間延長すら認めるべきではないのではないかとという与党の厳しい声があったことも事実でございます。6社のうち1社は今、実際に活動されて

おられないので、それであれば、買戻し特約を発動すべきではないかというような厳しい御指摘も頂いたということなので、私どもの認識としては、単純延長ですら決して容易な道であるとは思っておりませんが、他方で、そこまで市長が熱意があるのであれば、もう少し様子を見る機会をあげてもいいのではないかという声も、またこれはございますので、そのような声もよすがにしながら、与党調整で御理解いただけるように、道筋を見出していけるように、我々農林水産省としても汗をかいていきたいと思っております。法律案を国会に提出するというのであれば、政府として同じ方向を向いて同じ船に乗るということでございますので、与党プロセス、その後の国会審議についても、私どもとしても精一杯最大限汗をかいてコミットしてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目が、農業委員会の事務処理特例の話でございます。先ほど原座長代理がおっしゃられた話については、私どもの局長の光吉のほうから11月30日の規制改革推進会議のワーキンググループで御説明させていただいた資料の1の記述ということかと思っております。この資料の1は、「改正農業委員会法の施行後は、特区適用は行われていない」という形で文言を整理させていただいたということでございます。

この記述の趣旨としては、丁寧に申し上げれば、平成28年4月の改正農業委員会法施行後においては、国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業について、新たに同事業を盛り込んだ区域計画についての総理大臣の認定を受けることで、同事業の根拠規定である第19条の適用を受けることとなった特区はないという趣旨で書き下ろしたものでございますけれども、この手のパワーポイントでのプレゼン資料でございますので、紙幅にも制約がある中で、そのエッセンスを「特区適用はない」という形でコンパクトな記述でまとめさせていただいたというものでございます。

光吉局長の発言内容も議事録で確認をさせていただきましたが、今日、原座長代理がお配りになったように、新潟市、養父市、愛知県常滑市において、平成28年以降、特例措置は活用されていないというような形での御発言は光吉局長もしていないと思っておりますし、そのことは資料の同じページの中で、「特例適用市町村、養父市、新潟市、常滑市」という形で、明示的に適用された期間も含めて年も含めて書いておりますので、そこは誤解の生じる余地はないのではないかなと思っております。

この記述でちょっと誤解を招く余地があるのではないかということでありましたら、私の今のこの発言は、このワーキンググループの議事録にもテイクノートされ、そして、いずれ公表されるということでございますので、合わせて読めるということで、誤解されていらっしゃる方におっしゃっていただくということかなと思っております。

最後、農業委員会の全国展開の話についてもお話があったところでございます。これは前回、葉梨副大臣が政務の立場で自らおっしゃっていただいたことに尽きると思っておりますけれども、平成27年に農業委員会法を改正して、最適化業務を必須化して、その最適化業務を専門的に行う推進委員を新設したということでございます。現在、各農業委員会がまさにこの改正法を踏まえて最適化業務に取り組んでいるところでございます。

まずは、この取組を推進していくことが重要ということで、葉梨副大臣のほうからも、この新しい制度、農業委員会法の改正法の施行との関係については、しっかりと整理が必要だということで申し上げておりますので、まずは、その事実をファクトファインドさせていただいた上で、事実を整理させていただきたいということでございます。

11月30日の規制改革推進会議のワーキンググループでも多々御意見を頂戴しておりますが、総じて言えば、農業委員会は、より高い目標を掲げて、期待されている役割を十全に果たしてほしいとの問題提起だったと受け止めております。これらの御指摘に込えられるよう、農業委員会には踏み込んだ対応を促していきたいと思っておりますし、私どもも汗をかいてまいりたいと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、一応今おっしゃったことをまとめますと、まず、養父市における期間延長は認める。

2番目に、全国展開は今の段階では与党の反対が強くて難しい。

3番目は、規制改革推進会議での発言に関しては、今説明した内容が真意である。

4番目に、農業委員会の全国展開には特区としてではなく、別の法律で今、考えているということだと思っております。

それでは、原委員、どうぞ。

○原座長代理 簡単に二つだけ、まず、一つ目の農業委員会についての前回の規制改革推進会議のワーキンググループでの局長の御説明ですけれども、説明は明らかに平成28年以降は活用されていない、したがって、全国展開すべきではないという説明をされたわけです。これは間違いです。なので、是非資料をもう1回提出し直して、説明し直していただきたいのですが、平成28年以降も国家戦略特区の特例措置は十分活用されて成果が得られたという説明資料を作り直して、もう1回説明してください。それが1点目です。

もう一つ、農地の所有について、これは農業委員会も一緒なのですが、今、政治的な状況について、御説明を伺いました。私たちは今、行政の枠組みで議論をしているのだと思います。法律と閣議決定に基づいて議論している。そんな中で、特区の特例措置は効果を発揮し、弊害の問題がなければ全国展開するという行政の枠組みの中で議論していますので、それでやらないと言われるのであれば、なぜしないのかの説明をきちんとしていただきたい。

以上です。

○八田座長 他の委員からお話を伺う前に。

○原座長代理 多分同じ繰り返しになると思います。

○八田座長 では、他の委員から伺います。委員の方、御意見はありますか。

○八代委員 今のをまず、お願いします。

○八田座長 それでは、今のをまず、繰り返しであろうとなかろうと、お返事をお願いします。

○大島参事官 原座長代理は規制改革推進会議の議事録を御覧になった上でそうおっしゃっている。

○原座長代理 私は会議に出ていましたし。

○大島参事官 聞いていらっしゃってということだと思いますけれども、文字になった議事録を見て。

○原座長代理 文字でも見えています。

○大島参事官 私どもも部下がテイクノートしているのですけれども、しっかりとかなり逐語的な議事メモが残っておりますけれども、原座長代理がおっしゃられたような雰囲気です。3自治体についても適用されていないなどということは、光吉局長は一切申し上げていないはずでございまして。

○原座長代理 いやいや、おっしゃられていて、特区として、3市においては適用があったけれども、「新しい制度がスタートして以降は、全てこの新しい制度で頑張るということで御尽力いただいています」と発言されている。

○大島参事官 多分その「全て」ということの前段の中で、それ以降の、その他の自治体はという趣旨が言外に含まれていたということだろうと思いますので、そのように理解をすれば、資料についてはちゃんと私どもの説明資料として用意した資料の中にも、特例適用市町村ということで、養父市、新潟市、常滑市としっかり明示的に書いてあるわけですから、それは誤解の余地がないのではないかなと思っていますということです。

○原座長代理 いいですか。

「適用」と書いて言い逃れができるようにしましたという説明は分かりました。それが分かった上で、私が今申し上げたのは、いや、それであれば、平成28年以降もきちんと活用されていますという説明をし直してください。

○八田座長 ですから、活用されているわけですね。

○大島参事官 私は適用されていると申し上げたので、その「適用」と「活用」との私ども二人のニュアンスの違いだけの問題だなと思いますけれども。

○原座長代理 それは結構なので、だから、活用されていますと文章に書いて紙で説明してほしいということだけお願いします。

○大島参事官 私が申し上げたことはちゃんと。

○望月課長 今、原委員おっしゃったことについて、事実関係を申し上げますと、養父市、新潟市、常滑市3市で活用されています。

○原座長代理 だから、それを文章にして、前回の資料の○の三つ目のところをそう書き直して、もう1回資料を提出してください。

○大島参事官 私どもはそれぞれ、特区のワーキンググループに御出席させていただく際、規制改革推進会議のワーキンググループに御出席させていただく際も、それぞれ大変重要な課題だということで、これは大臣にまで資料を事前に御説明させていただいた上で、皆様の前に私どもの資料を提出させていただいているところでございます。

既に先週かそれぐらい前の段階から、原座長代理からそのような問題提起をいただいたということなので、実は私はその会議に出ておらないので、出ておりました望月なりにも聞ききましたし、それ以外の職員にも聞きましたけれども、最初は、そのような、私どもの出席者が皆、確かにこれは誤解を招くような表現だなということであれば、それは大臣まで改めてお諮り直して、その資料の修正まで含めてやらなくてはいけないのかなということも一瞬頭をよぎりました。

光吉局長と近いポジションで働いている私は、光吉局長の考え方を知っているからということで、そこは少し割り引いて考えなくてはならないかもしれませんが、それ以外にも当事者でない職員の意見を聞いても、別に局長が言ったように読めなくもないですよということでもありますので、資料を修正しなくてはいけないほどまでのクリティカルな問題ではないと思っております、どうしても農林水産省が言ったことをクラリファイしたいということであれば、私どもは組織人として仕事をしておりますので、大臣に改めてお諮りできるような話なのかどうかと言うと、そこまでの話ではないだろうということを経験として判断しておりますので、釈然としないということかもしれませんが、今そういう中で趣旨をクラリファイしたいということでありましたので、資料と私の今の発言を併せて御理解いただければ、それはそこまでということなのかなと思っております。

○原座長代理 僕は理解しませんということを申し上げたので。私ばかりやっても申し訳ないので。

○八代委員 言った言わないの話なので、規制改革推進会議のワーキンググループの議事録を見たら簡単に分かるのではないのですか。誰がテイクノートした、何を書いたというけれども、これは公式には議事録を基に見るわけですから、事務局は議事録をチェックしたのですか。まだ上がってきていないのですか。

○八田座長 要するに、今おっしゃったのは、「活用されていない」と書いてあれば、それは間違いですよ。

だけれども、気持ちとしては「新たに活用されていない」と言いたかったのだろうとおっしゃるわけでしょう。

○大島参事官 はい。

○八代委員 世間一般には、この資料は非常に大きな意味を持って、何も使われていないのだと思うのは当たり前だと思うのです。

だから、ここではあくまで気持ちとしては、「新たに活用されていませんでした、新規のものとしては活用されていませんでした」と言いたかったと、それは明記されればいいのではないですか。

○大島参事官 八田座長がおっしゃられたことが、資料に「活用されていない」と書いてあれば、それは確かに間違いかもしれませんが、資料には「特区適用は行われていない」と書いておまして。

○八田座長 それは間違いでしょう。

- 大島参事官 これは解釈の泳ぎの話だと思います。幅があるという話で。
- 原座長代理 「適用」と書いたから言い逃れできますよということを言われている。
- 大島参事官 言い逃れという言葉はどうかと思いますけれども。建設的な意見交換をしませんか。
- 八田座長 だけれども、建設的に考えると、やはりこれはものすごく重要なことで、特区は何も使われていないのだという印象を決定的に与えますよね。そこを直してくださいということです。
- 大島参事官 八代委員もおっしゃられたので、議事録をまた改めて確認させていただいて、原座長代理がおっしゃられるような明らかな事実誤認を招く記述をしたのかどうかというのは、正式な内閣府が起こされる議事録を確認させていただいて、また持ち帰らせていただく。
- 八田座長 そのこのところが、この文章をきちんとしてほしいということなのですよ。
- 大島参事官 認識は申し上げておりますので、その認識については何の事実誤認もないので。
- 原座長代理 同じ認識だったら違うでしょう。
- 大島参事官 だから、間違えたことを書いているのであれば、資料の修正も必要ということかもしれませんけれども。読み方において、私どもが。
- 八田座長 これは確かに時間ももったいない。しかし、すごく誤解を与える言い方は直したほうがいいし、大臣にも上げたらいいと思います。

それでは、本間委員、どうぞ。

- 本間委員 まず、養父市のほうですが、何だかもったいぶった言い方に聞こえてしまったのですが、評価はあまりしていないのだけれども、しかしながら、養父市の取組、10事業者の意欲、特に広瀬市長の熱意により、延長は受け入れると言われた。熱意だとか、期待だとか、そんな言葉で延長を受け入れるというような形になっているというのは、いかなものかと思うのです。これはきちんと評価させていただいて、我々としては養父市の取組が、まさに延長ではなくて、期限なしの適用に移行すべきだという評価をしているわけで、それを何となく農林水産省が温情で政治家を説得して、ともあれ延長は受け入れるようにする、そんなふうにはしか聞こえなかったもので、これはもう少し明確な判断と理由を聞かせていただきたい。

我々は養父市の取組に対して十分評価しているということは、これまでも繰り返し申し上げたとおりなので、それはまさに期限付きではなくて、期限なしの適用に移行すべきであるという主張を改めて繰り返ししたいと思います。

2番目の農業委員会の事務分担の全国展開、これはなぜに受け入れられないのか。いまだにやはり分からない。平成27年の改正によって行われていることと、市町村と農業委員会の合意があれば、市町村のほうに業務を移管できるということは矛盾しないし、これは選択肢であって、なおかつ市町村の中で議論が必要なわけですよ。だから、その上で、

合意があった市町村については認めていくという形の全国展開であって、今、行われている農業委員とか推進委員の取組とどこが矛盾するのか、あるいはどこが不都合なのかということを明確にお答えいただければと思います。

○八田座長　お願いします。

○大島参事官　本間委員は前回も御出席されておられましたので、前は学識あるアカデミックな先生方の前で、私もかなり本音で自分の意見、組織の意見を申し上げましたし、そこでこちらの主張は申し上げさせていただいたつもりでございます。それに対して、ファクトは一つですので、評価についてはお互いの認識がまだ距離があるということの中で、私たちはこの間こう言ったけれども、例えば、こういう考え方だってあるのではないとか、もし、仮に新しい、確かにその論点は見落とししていたなみたいな話を頂けるのであれば、またそれはさらに議論させていただきたいと思っておりますけれども、今日は他の委員もいらっしゃる中で、評価については前回私が申し上げたとおりということかなと思います。

農業委員会のほうは、前回の11月30日の規制改革推進会議のワーキンググループのほうも、出席も含めてこちらの議論は課長の望月がフォローしておりますので、望月のほうから答弁させます。

○望月課長　本間委員の御指摘の点でございますけれども、冒頭、大島のほうから御説明申し上げたとおり、今回平成27年の農業委員会法改正が、国家戦略特区法の趣旨を踏まえて行われたものであります。現在この改正農業委員会法に基づきまして、我々は推進委員というものを置いております。その推進委員の方がこの改正農業委員会に基づいて活動されていて、まさに第2期目のクールに入っているということでございますので、まずは、その取組をしっかりとやらせていただくことが重要と考えております。

その上で、国家戦略特区法との関係というのを改めて整理していく必要があるということは、前回のワーキンググループで、うちの葉梨副大臣から申し上げたとおりでございます。

○本間委員　そこが分からないのです。つまり、農業委員、推進委員の取組は地域によって違うわけですよ、市町村によって。だから、そこは農業委員会の役割の一部を市町村にあげたほうが、農業委員会全体や推進委員の活動が楽になる、あるいは的確に行えるというところも出てくるはずなので、そうでないところは今のままでいいよということに過ぎないのですよ。だから、それをどうして地方の判断に委ねられないのかというところですか。そこをお答えください。

○大島参事官　望月が話したことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、同意さえできればということはそうなのですけれども、二つの機関の間で権限を分担するかどうかという話にとどまらず、望月が先ほど申し上げたことに加えて申し上げれば、農業委員会の権利移転の許可ですので、誰がその地域の農業を担っていくかという大きな政策目的、現場の中での様々な御意見を踏まえた現場の実情に即した許認可判断というのは、それはあってしかるべきだろうということで、改正農業委員会法の中では、認定農業者が農業委員

の過半を占めるような形の文言も盛り込まれているところでございます。

そのようなこともありますので、農業委員会がしっかりと機能して働いてくれる限りにおいて、本来の役割を発揮していただいている限りにおいては、引き続きそのような形で進めてきたことが望ましいだろうけれども、仮にそうではない、市長部局のほうに持ってきてもらったほうがこれはうまく行くのだということで、全国の様々な地域で、特区の枠組みのカバレッジは多分300自治体近くということで、この間、局長の光吉局長が申し上げたと思いますけれども、その枠を超えて、外の地域からも、「俺らもう農業委員会は限界ですよ」、「許認可のほうの仕事は市長部局にお任せしたい」という話が、全国のあちらこちらで事実として聞かれているのであれば、それは御相談ということかもしれません。まだ私どもが把握する限りでは、そういう状況ではないということでございます。

○八田座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 今、大島参事官が我々は聞いていないということですが、それはみんなが反対しているということにはならないわけで、まさにやってみればその結果が分かるわけです。全国の農業委員会と市町村との間で権限の移転をするかしないかを選択肢を与えることの結果として、どうするかが分かるので、単に聞いていないというだけでは、事実がないという説明にはならないのではないかと。

もう一つは、養父市の中山間地のモデル事業というのが、これよりもっといい案を農林水産省が持っておられるのか、持っているのだったら、それをやっていただければいいわけで、自ら持っていないのに、こういう革新的な案、それは大島参事官も養父市長のやり方を先ほど認められたわけですね。そういうものがあるのだったら、農林水産省が自らそれをもっと進めていくというほうになぜ行かないのか。

まさに養父市長の熱意と言われましたが、熱意だけではなくて実行力も踏まえてやっていることを評価されるなら、農林水産省が自らそういうことを別途やってみるぐらいの覚悟があつてしかるべきではないですか。与党の先生がどうのこうのという前に、与党の先生を説得するぐらいのことがあつてもいいのではないかと思うのですけれども。

○大島参事官 この特区の事業をどう評価するかという話は、あくまで農政の中でございまして、中山間地域については様々な色々な形で生産面、流通面、地域振興、様々な拠点整備も含めて、御活用いただける様々な事業を、それは別に我々だけのアイデアとか発想力だけの問題ではなくて、それは様々な現場の声にも耳を傾けながら、全国の数多くの地方自治体と御相談しながら、御要望を受け止めながら、その時々、汗をかきながら財政当局との間の予算も取ってまいりまして、施策のパッケージということで様々な施策を御紹介させていただきながら、この中でそれぞれの自治体について御活用いただけるものはどうぞ使ってくださいということで御提案を申し上げてきたわけでありまして、何もやっていないのではないかとというのは、ちょっとそれは違うのではないかなと申し上げたくになります。

この特区事業の話から離れて、広瀬市長は昔から中山間地域の振興のために色々な、私は

熱意だけを評価していると言ったつもりはなくて、市長の実行力も含めて大変立派なことで頭が下がると申し上げたつもりでございますので、そこは誤解がなきようお願いできればと思います。

いずれにしても、様々施策をやってきたということでございますし、これは画期的な事業なのだからということで、八代委員はおっしゃいますけれども、この目的とするところは、ある特区の事業があって、それを全国展開、これは手段でございます、何のために何をやるのかということが制度の本旨であるということだろうと思います。

前回のワーキンググループでも私は申し上げたつもりでございますけれども、既に制度改正をして、入ってきたい方については、リースならもれなくどうぞということで、完全に自由化をしているわけでございます。

あと、企業の農地使用については、別にそれは背を向けているわけではなくて、現場に様々な御懸念がある中で、その御懸念を払拭するために、こういう枠組みならということで、現場とも議論をしながら、そして、立法府とも議論をしながら、今の農地所有適格法人の制度を作り、そして、それを一旦作ったら全部ここで終わりということではなくて、その時々、政策で理屈が付くものについては各部分の要件を緩和しながら、少しずつ現場のために、より効果的に活用できるように、より現場の実態に合うように制度改正をしてきたつもりでございます。

それで、よりいい案を提示しろということであれば、お言葉を返して申し上げると、私ども、農政が目指すのは農地の利用集積と新規参入促進ということでございます。先だって、葉梨副大臣のほうから、私の地元でも、という話がございました。長くなって恐縮ですが、葉梨副大臣の地元には、本間委員は当然御存じだと思いますけれども、横田農場という大変素晴らしい農場がございまして、あの方は龍ヶ崎市の地でどんどん、「俺はもうダメだから頼むよ横田君」ということで、それは全部リースでやっているのです。リースだから集められるし、リースだから横田農場の限られた経営資源の中で、より大きな面積が集約できる。今日は資料を御用意していないのであれですけれども、改正農地バンク5年後見直しの法改正を仕掛けるときにも、様々な形で数多の自治体の実例を把握させていただきながら、第1期目の農地バンク法の施行について、我々はしっかりとフォローをして分析もいたしました。

○八田座長 他の委員の方の色々意見がありますので。

○大島参事官 結論を出します。バンクは集約機能を果たすために、何度も何度も話し合いを重ねながらリシャッフルをしています。リシャッフルをして、10回、15回という話し合いの中で、ようやく集積が成り立っています。その集積が成り立つのは、それがリースだから成り立っているのであって、どこかある地域について所有という形でそこを固定化してしまうと、そういう交換分合、リシャッフルも成り立たないし、私どもとしては所有には様々な副作用だとかがある中で、リースで今の農政が目指していることについてやれると思っておりますので、そこをそのようにこれまでも御説明させていただいたつもりです。

○八田座長 他の委員の御発言をお願いしますけれども、その前に、私は返事は要りませんけれども、今までのワーキンググループ委員の発言をまとめますと、まず、特区でもってやったことは全国展開が前提である。全国展開に際してやるべきことは、評価なのだけれども、これは毎年諮問会議でやってきた。そして、その評価で分かったことは、特区でやる前に懸念されたことをちゃんと手を打ってやって、何の弊害もなかったし、そして、それなりの実績を上げてきたということである。これは、諮問会議で総理の前で評価してきた。このことを政治家にきちんと伝えないで、また新たな基準を設けるといことはあり得ないのではないかと。これが、根本的な御主張だと思います。

それでは、中川さん、よろしくお願いします。

○中川委員 今の八田座長がおっしゃったことと一緒になんですけれども、この前のワーキンググループで、基本方針の中で弊害がなかったら全国展開するという八代委員の質問に対しまして、農林水産省のほうから、そういう場合は全国展開に向けた検討を重点的に進めるとあって、今それをやっている状況だというような説明がありました。おそらくこれは、多分養父市の特区の評価というのは、特区法を所管している我々のほうでその評価をします。それで、その弊害がないと。しかも、その効果があったと。それについては、もう特区法を所管している内閣府でも結論が出ているものだと思います。

そういうものを受け止めまして、農地法を所管している農林水産省で、養父市というのはものすごく特殊なものであって全国展開できないとか、あるいは全国展開するに当たって、養父市のような地域に限定するとか、そういう検討はしても私は結構だと思うのですが、基本的には特区で成功したということを踏まえて、それは全国展開する色々な条件を御検討いただくというものであって、基本的に養父市の成功とか、あるいは弊害がなかったということについては、農林水産省が判断するようなことではないのではないかなと私は思っております。

そういう意味で、全国展開というのは、全国展開しないというのであれば、養父市の成功というものが全然適用する余地がないのだとか、そういう御説明があるのだったら私は納得しますがけれども、全くそういう議論ではなくて、養父市の成功自体を否定するような権限はそもそも農林水産省にはないのではないかと私は思っています。

○八田座長 それでは、せっかくいらしています規制改革会議の南雲座長代理、御発言はありますか。

○南雲座長代理 ありがとうございます。南雲でございます。

これは市場原理を導入して、農地の流動化であるとか、集約化・集積化というものを作り出そうとしているわけですね。もう片方に需要側があって、若い人を始めとする農業労働力の新規参入であるとか、デジタル化であるとかがあります。目指すところは日本の農業の生産力の強化であり、それから、国際競争力の強化、所得が上がるというシナリオになっているわけですがけれども、大きく全体像で見たときは、これはまだ実現に至っていないのだろうと思うのです。

そうすると、一部のピースだけ考えて、できるできないという議論にあまり時間をかけてもしょうがないのだと思うのです。全体としてうまく行っていないのだとの理解のもと、また、需要と供給はニワトリと卵になるので、片方だけではなく両方含めて何をやるのだという議論があって初めて、この議論が前に進むのだと思うのです。

今回のこの特区の二つの問題については弊害が少なくても出ていない。一定の効果が認められているという前提で考えると、あまり小さなところで可能性を潰す議論をするよりも、全体を含めて何をやれるのかという議論の中で、これを捉え直すという姿勢がないと、この議論はスタックしたままになるのだらうと思います。

なので、今日のような議論をこれ以上続けるのだったら、あまり意味がないと思いますけれども、もう少し何ができるのかという観点から考えていただくようなことはできないのかと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。ありがとうございます。

ワーキンググループの委員の皆様のお発言に重複することはいたしません。その上で、私が申し上げたかったことは、今、南雲先生がおっしゃったこととほぼ同じでして、今日の議論も聞きながら、我々は本当に国民のためになる議論をしているのだらうかという思いがいたしました。

実は内閣府も、それから、農林水産省も、もっと言えば、立法府、国会議員の先生方、そして、我々も、やはり農業という産業の未来に大きな危機感を持っていて、国農業のサステナビリティに対する危機感、これを何とかしたいという大きな方向性は皆同じなのです。特に農業の担い手の問題を考えると、昨今のコロナウイルスの問題の中で、生産者の皆さんも大変苦しい状況に置かれている。まさに国民のためになる議論を我々はしなければならぬという意味で、先ほど南雲先生がおっしゃったことは私も全く同じ考えを持っています。

先ほどリースの話が出ましたけれども、リースで大きな問題の解決になっているのかと言えば、決して十分ではないと。であれば、やはりできることをもっとしていかなければならないと思うのです。

ただ、今日のお話を伺いますと、与党プロセスのところでボトルネックがありますし、ここでどういうファクトとロジックに基づいて否定をされているのかというところがブラックボックスになっているということが大きなボトルネックだなというのが私の認識です。

ですので、この大きな問題に取り組んでいくに当たっては、この与党プロセスのもう少し見える化ですとか、議論の見える化ということをしていかなければいけないという問題認識を改めて持ちました。

最後に、養父市に関してですけれども、養父市の努力は私もずっと見てきておりますの

で言いたいことはたくさんありますけれども、少なくとも今日、現状の事業が継続できるような対応はするということを農林水産省のほうからコミットメントという明確な言葉でいただきましたので、少なくともこれだけは確実に進めていただきたいと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、養父市の広瀬市長、お願いします。

○広瀬市長 皆さんこんにちは。養父市長の広瀬でございます。よろしく願いいたします。

大島参事官、望月課長には色々と御尽力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げたいと思います。

繰り返しになるかも知れませんが、法人による農地取得事業について、私のほうから考えを申し上げさせていただきたいと思います。

農業の担い手の高齢化が進み、荒廃農地が日々増大する日本の農業の現状を鑑みると、新たな農業の責任ある担い手としての企業の存在は大きな意味があります。

中山間地にある養父市では、農業後継者不足、耕作放棄地増大など、現在の農業が持つ課題を解消し、将来に向け持続可能で希望の持てる農業を実現し、もって地域活性と地方創生を図るため、新たな展開として企業による農業参入、さらに企業自らが農地を取得し、農業経営がうまくなるよう国家戦略特区に提案し、実現したところであります。平成28年、養父市限定の制度として、法人農地取得事業がスタートし、その成果はお手元の資料のとおりですし、今まで申し上げてきたところでございます。

企業の農業参入により、耕作放棄地の解消、農業生産額の増大、雇用の増大、都市からの若者農業従事者の移住定住などによる農村コミュニティの再生など、農業振興と地方創生に大きな成果が出ています。

また、市内の農家の多くも特区事業への参画並びに特区事業者との連携等に大きな期待を抱いていることも事実であります。

また、この成果を聞き、現在十数社の企業から新たな可能性としての養父市での農地取得による農業展開についての話を頂いているところです。

今後は、養父市の法人取得事業の期限を定めない永続的延長はもちろんのこと、日本農業の健全な発展と維持を図るためにも、新たな農業展開を模索している多くの自治体での実施が可能となるよう、施策展開をすべきであると私は考えています。

それと、もう1点ですが、前回のワーキンググループの記録を見てみますと、農林水産省の中に、養父市の農地の取得法人の取組を地域に入ってくる入場料と揶揄されているのですが、私から見れば、地方の実情を分かろうともしない、地方の努力を認めようとし、我々を少し小馬鹿にしたような陋習、頑迷、中央官庁らしい上から目線の独善的な発言であると私は思いました。そのような方々と私は今まで地域農政を預かる立場として全力を尽くして、日本の農業の未来について語り合ってきたのかと思うと、これは少し情

けなくなってきたという思いがあります。

私のほうは以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、大島参事官、もし、最後に何か簡潔に思うことがありましたら。

○大島参事官 評価はおそらく前回の議論の繰り返しになってしまいますので、今日は深入りは避けたいと思います。

今、養父市長がおっしゃられた話は、葉梨副大臣の御発言で、そういうことを確かおっしゃっていたのが私の記憶にございます。決して養父市長のお取組を否定的にということか、もちろん揶揄ということでもなくて、おそらく副大臣がおっしゃりたかったことを私なりに付度いたしますと、結局、秋山委員からも御質問がありましたが、リースと所有の差は結局何なのだろうということ、与党の先生は与党の先生なりにもものすごく真剣に考えておられて、結局入ってこられた事実として、リースでやっておられる方が圧倒的に多い。すると、結局所有の部分は何なのだとということだとすると、これまで預けてきたけれども、俺もそろそろやめるので、ちょっと買ってくれないかみたいなお話について、「そうですか」ということでのコミュニティへの挨拶というような程度で払ったということ、副大臣なりの御認識でおっしゃったということではなかろうかなと思います。副大臣も茨城県という水田農業の大地帯でやっておりますし、御自分の地元だけではなくて、全国の農業の実情をよく分かっている方でございます。決して広瀬市長のお取組の熱意やら、中山間地域の方々の御熱意を否定する趣旨ではなかったということだけは部下である私から申し上げさせていただきたいと思います。

○八田座長 それでは、時間が過ぎました。

基本的には、今日の議論の成果は、養父市の延長が決まったということだと思います。それで、全国展開については、一番のネックは与党プロセスであるということをおっしゃっていただいたと思います。

それで、我々としても規制の特例は、これは全国展開すべき仕組みになっていることについては、ちゃんと御説明したと思いますので、今後は政務も含めて調整をしていただきたいと思います。できるだけ農林水産省としても、与党にも我々の意を酌んで説得に当たっていただきたいと思います。

事務局から何かありますか、

今日は長時間、どうもありがとうございました。